

TNF 工法協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、TNF 工法協会と称する。

(目的)

第2条 TNF 工法（特許番号第 3608568 号）及び株式会社タケウチ建設の有するそれに類する工法（以下、「本工法」という）の普及、技術の向上並びにその健全なる発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本工法の普及及び広報活動
- (2) 本工法の設計・施工に関する技術指導、情報交換及び教育
- (3) 本工法の販売活動に関する指導、情報交換及び教育支援
- (4) 本工法の改良及び研究開発
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会には、次のとおり「理事会」「技術部会」「営業部会」「建設部会」を設置する。

- (1) 「理事会」は主として本会の運営及び会務執行の重要事項を決定するとともに、本工法の普及及び広報活動にあたる。
- (2) 「技術部会」は本工法の施工に関する技術の習得と習熟ならびに情報交換を行う。
- (3) 「営業部会」は、本工法の普及に関する広報活動及び販路拡張、それに伴う研修ならびに情報交換を行う。
- (4) 「建設部会」は、本工法の施工に協力すると共に、建設工事に関する情報収集と他部会への提供、教育支援及び「技術部会」と共同して労働災害防止及び公害防止に関する事項（防止計画の立案と防止活動）を行う。

(事務局)

第5条 本会の本部事務局は広島県三原市円一町四丁目 2 番 14 号の株式会社タケウチ建設内におく。

第2章 会員

(会員資格)

第6条 本会の会員は、各種会員いずれか 1 社推薦の上、技術会員の承認を経て、理事会の決議を経た者が会員と成り得る。

(会員種別)

第7条 本会の会員は次のとおり技術会員、正会員、特別会員及び賛助会員をもつ

て構成する。

- (1) 技術会員：本工法の開発会社
- (2) 正会員：本工法の施工実施権を取得した施工会社及び本工法の販売権を取得した販売会社並びに建設部会に加盟する資材納入会社及び施工協力会社
- (3) 特別会員：技術会員の推奨及び承認を得た、本工法に用いる資材メーカー及びその販売会社
- (4) 賛助会員：本協会の目的と事業に賛同し、事業活動を協力・支援する会社

(各種規程)

第8条 本工法の施工及び広報・販売活動に関して別途「技術部会規程」「営業部会規程」「建設部会規程」を定める。

(会員の義務)

第9条 本会の会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本工法の普及に努め、第3条に定める事業に積極的に協力する。
- (2) 本会で知り得た技術情報や成果に関して、会員以外の第三者に開示しない。
- (3) 本会則及び第8条によって定めた諸規程の遵守。
- (4) 第21条に定める諸会費を納入する。

(退会等)

第10条 本会の退会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出することにより退会することができる。
- (2) 技術会員との業務提携基本契約書の契約更新がなされなかった場合は自動的に退会とする。
- (3) 会員が第9条に定める義務を怠ったとき、または、本会の目的もしくは、事業を妨げ、若しくは名誉を傷つける行為をしたときは、理事会の決議により退会させることができる。

第3章 役員等

(役員)

第11条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 4名以上
- (4) 会計監事 1名以上

2. 会長は、理事会の互選により選任される。

3. 副会長は理事より会長が指名し、理事会の承認を得て選任される。

4. 理事は、技術会員より1名、各部会員より各2名以上が選任される。

また、専務理事を理事より若干名選任する。

5. 会計監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第12条 役員の任期は2年間とし再任を妨げない。但し、欠員により就任した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

(役員の任務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長の補佐及び代行を行う。
3. 理事は、理事会の構成員として、本会の運営に関する重要事項等の審議・決定をする。
4. 会計監事は、本会の収支決算を行う。

(顧問)

第14条 本会に顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会に対し必要な助言を与えることができる。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、理事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。

- (1) 総会は、技術会員、正会員、特別会員、賛助会員をもって構成する。
- (2) 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(総会)

第16条 総会は、定期総会と臨時総会があり、次の事項を取り決める。

- (1) 本協会の事業計画、予算及び決算に関する事項
- (2) 本会則の制定、改廃に関する事項
- (3) 理事選出に関する事項
- (4) その他理事会が特に必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は次の事項を取り決める。

- (1) 第3条に定める事業の計画、予算及び決算に関する事項
- (2) 職務の執行に関する重要事項
- (3) 本会則の制定、改廃に関する事項
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項

(会議の開催)

第18条 総会の招集は理事会の決議をもって会長が招集し、その議長を務める。

- (1) 定期総会は、毎年1回、6月に開催する。
- (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

2. 会長は理事会を招集し、会長がその議長を務める。

- (1) 定期理事会は、毎年2回開催する。
- (2) 臨時理事会は、会長もしくは理事が必要と認めたときに開催する。

(会議の決議)

第19条 総会ならびに理事会の決議は、本会則に別段の定めのある場合を除き、各構成員の過半数(委任状を含む)が出席し、その過半数の同意により決議する。但し、同数の場合は議長がこれを決する。

(会議の記録)

第20条 総会ならびに理事会は事務局がその記録をとり、会長及び議事録署名人が署名した後、これを本会に保存する。
なお議事録署名人は理事会より2名を選任する。

第5章 会計等

(入会金・会費・事業協力金・安全協力費)

第21条 本会の運営に必要な費用は、会員の入会金、会費、及び事業協力金、安全協力費をもってあてる。

2. 会員の入会金、会費及び事業協力金、は次のとおりとする。

	入会金	年会費
技術会員・正会員・特別会員	100,000 円	20,000 円
賛助会員	300,000 円	100,000 円

3. 入会金は入会月の翌月末日までに納付するものとする。
4. 入会金は、途中にて退会する場合でも、その理由を問わず、返却しないものとする。
5. 年会費は、毎年6月末日までに納入する。
期中での入会は、上半期入会で全額、下半期の入会は2分の1とし、退会する場合は、その理由を問わず返却しないものとする。
6. 事業協力金は、
 - (1) 本工法に用いる資材を販売した特別会員が納付する。
 - (2) 本工法による受発注金額に応じて正会員が納付する。特別会員及び正会員は、本工法協会事務局の請求にて、事業協力金を半期毎に納付する。
7. 安全協力費は、タケウチ建設が技術部会員・建設部会員への支払時に徴収し、毎月納付する。
8. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
9. 事務局は、事業年度毎に決算書を作成し、会計監事の監査を受け、理事会及び総会で承認を得なければならない。

(運営費)

第22条 本会の運営費とは次のとおりとする。

- (1) 会議費
- (2) 広報活動費
- (3) 安全・環境活動費
- (4) 正会員の指導、教育に要する費用
- (5) 本工法に係る改良及び研究開発費用

(6) 事務局経費

第6章 表彰

(表彰)

第23条 本会の事業活動において積極的に貢献し、本会の目的に顕著に功績を挙げた場合は表彰する。

- (1) 営業部会表彰は拡販において特別な功績を挙げた会社及び個人を表彰する
- (2) 技術部会表彰は技術・品質において特別な功績を挙げた会社及び個人を表彰する
- (3) 建設部会表彰は労働災害防止及び公害防止において特別な功績を挙げた会社及び個人を表彰する

第7章 その他

(本会則の改定)

第24条 本会則の改正は、理事会の承認を要する。

(定めなき事項)

第25条 本会則に定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。

2011年4月1日	初版発行
2012年6月1日	第1回改訂
2013年5月31日	第2回改訂
2015年6月30日	第3回改訂
2016年6月30日	第4回改訂
2017年6月30日	第5回改訂
2018年6月30日	第6回改訂
2019年6月30日	第7回改訂